

政令第 号

離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、離島振興法の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の一部の施行に伴い、国家行政組

織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（総務省組織令の一部改正）

第一条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号） 第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に關 する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
-------------	---

（農林水産省組織令の一部改正）

第二条 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日

離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）
第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合
的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第三条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日

離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）
第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）
の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関するこ
と。

離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をい
う。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配

分計画に関すること。

附則第六条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

附則第七条の表令和五年三月三十一日までの間の項を削り、同表令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間の項中「令和五年四月一日から」を削り、「及び特殊土壌地帯対策分科会」を「特殊土壌地帯対策分科会及び離島振興対策分科会」に改め、同表令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間の項中「及び特殊土壌地帯対策分科会」を「特殊土壌地帯対策分科会及び離島振興対策分科会」に改め、同表に次のように加える。

令和九年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会及び離島振興対策分科会
---------------------------	-----------------------

附則第九条中「令和五年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

(国土審議会令の一部改正)

第四条 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日	離島振興対策分科会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項、第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十一条	国土交通省国土政策局 離島振興課
-------------	-----------	---	---------------------

附則第二条に次の一項を加える。

- 3 離島振興対策分科会については、令和五年三月三十一日までの間、第一項の表令和十五年三月三十一日の項中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条並びに離島振興法の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第二条第一項の規定によりその規定の例によることとされた同法による改正後の離島振興法第三条第三項」とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、総務省組織令その他関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。